

貞山運河再生復興会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 東日本大震災において甚大な被害を受けた仙台湾沿岸地域の復興に向けて策定した「貞山運河再生・復興ビジョン」（平成25年5月 宮城県土木部）に基づく、様々な主体による施策の推進を支援するため、貞山運河再生復興会議（以下「会議」という。）を設置する。

なお、この要綱において「貞山運河」とは、築造の歴史的背景がそれぞれ異なる5運河を総称している。（5運河とは、木曳堀、新堀、御舟入堀、東名運河、北上運河の全長49kmをいう。）

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）「貞山運河再生・復興ビジョン」に掲げる施策の取組内容や個別事業に関する提言に関すること。
- （2）「貞山運河再生復興幹部会議」運営上の指導・助言に関すること。

（構成）

第3条 会議は、別表1に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 会議の下部組織として「貞山運河再生復興幹部会議」を設置し、その構成員は別表2のとおりとする。
- 3 会議の構成員は、その状況に応じて適宜変更できるものとする。

（座長）

第4条 会議に座長を置き、構成員の互選によって定める。

- 2 座長は、会議の進行を行う。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、宮城県土木部河川課におく。

（会議の招集）

第6条 会議は、事務局が招集する。

- 2 会議の内容に応じて構成員以外の者を招集することができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、定期的にビジョン策定委員へ報告するものとする。

（会議の公表）

第8条 会議は、原則公開とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年8月19日から施行する。

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

貞山運河再生復興幹部会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 「貞山運河再生・復興ビジョン」（平成25年5月 宮城県土木部）に基づき、様々な主体の情報共有や連携強化を図り、復興に向けた各種施策の具体化等を行うため、貞山運河再生復興幹部会議（以下「会議」という。）を設置する。

なお、この要綱において「貞山運河」とは、築造の歴史的背景がそれぞれ異なる5運河を総称している。（5運河とは、木曳堀、新堀、御舟入堀、東名運河、北上運河の全長49kmをいう。）

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）各種施策の実現に向けた役割分担と進捗管理に関すること。
- （2）各事業主体間の総合調整と情報共有に関すること。
- （3）各種部会に関すること。

（構成）

第3条 会議は、別表2に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 会議に議長を置き、宮城県土木部副部長（技術担当）をもって充てるものとする。
- 3 議長は、会議の運営を統括するものとする。
- 4 会議の下部組織として「各種部会」を必要に応じて設置するものとし、その構成員はその都度選定するものとする。
- 5 会議の構成員は、その状況に応じて適宜変更できるものとする。

（事務局）

第4条 会議の事務局は、宮城県土木部河川課におく。

（会議の招集）

第5条 会議は、事務局が招集する。

（会議）

第6条 会議の内容は、「貞山運河再生復興会議」へ報告し、助言・指導を受けるものとする。

（会議の公表）

第7条 会議は、原則公開とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

貞山運河再生復興会議 構成員等名簿

【構成員】

NO.	役職名	所属職名	氏名	摘要
1	委員	前 石巻専修大学 経営学部 特任教授	清水義春	学識者（観光）
2	委員	東北学院大学 教養学部 教授	平吹喜彦	学識者（環境）
3	委員	東北大学 名誉教授	宮崎正俊	学識者（情報科学）
4	委員	宮城学院女子大学 現代ビ ジネス学部 教授	宮原育子	学識者（地域交流観光）
5	委員	国土交通省東北地方整備局 河川部長		行政
6	委員	宮城県土木部 土木部長		行政

※行政機関以外は五十音順・敬称略

【関係者】

	省庁・部局	所属職名
国	環境省	東北地方環境事務所 国立公園課長
	国交省	東北地方整備局河川部 河川計画課長, 港湾空港部 港湾計画課長
	農水省	東北農政局 企画調整室長
	林野庁	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課長
	復興庁	宮城復興局 参事官
県	復興危機管理部	復興支援・伝承課長
	環境生活部	自然保護課長
	経済商工観光部	富県宮城推進室長, 観光政策課長
	農政部	農村振興課長, 農村整備課長
	水産林政部	森林整備課長
	土木部	空港臨空地域課長, 港湾課長, 都市計画課長, 仙台土木事務所長, 東部土木事務所長, 河川課長
教育庁	教育委員会 文化財課長	
市町		仙台市, 石巻市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町（関係課室長）

※関係者の参集範囲は議題にあわせ別途調整

【事務局】 宮城県土木部河川課

貞山運河再生復興幹部会議 構成員名簿

【構成員】

議長	省庁・部局	所属職名
	宮城県土木部	副部長（技術担当）
	省庁・部局	所属職名
国	環境省	東北地方環境事務所 国立公園課長
	国交省	東北地方整備局河川部 河川計画課長 港湾空港部 港湾計画課長
	農水省	東北農政局 企画調整室長
	林野庁	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課長
	復興庁	宮城復興局 参事官
県	復興危機管理部	復興支援・伝承課長
	環境生活部	自然保護課長
	経済商工観光部	富県宮城推進室長，観光政策課長
	農政部	農村振興課長，農村整備課長
	水産林政部	森林整備課長
	土木部	空港臨空地域課長，港湾課長，都市計画課長，仙台土木事務所長，東部土木事務所長，河川課長
	教育庁	教育委員会 文化財課長
市町		仙台市，石巻市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，松島町，七ヶ浜町，利府町（関係課室長）

【事務局】 宮城県土木部河川課

※中長期的には，企業，NPOを追加する。